

2023年度賃金回答について

◎2023年度賃金改定

(1)社員

仕事給昇給の額は、仕事給昇給額表に掲げる額とする。

2023年4月1日以降、賃金改善分として、**基本給を一人3,000円を引き上げる**。なお、**2024年度実施予定の人事・賃金制度改正における基本給引き上げの一部を先行実施するもである。**

(2)嘱託再雇用社員

2023年4月1日以降、賃金改善分として、**基本給を一人3,000円(短日数制の場合は2390円)引き上げる**。なお、**2024年度実施予定の人事・賃金制度改正における基本給引き上げの一部を先行実施するものとする。**

◎2023年度夏季手当

(1)社員

基準額は、基準内賃金に**2.15(支払月数)**を乗じた額とする。

支払日は、2023年6月30日以降準備でき次第とする。

(2)嘱託再雇用社員

期末手当Aにおける基準額は、基礎額に次の支払月数を乗じた額とする。

雇用期間3年以上の者 1.62ヵ月

雇用期間3年未満の者 1.08ヵ月

支払い日は、6月30日以降準備でき次第とする。

◎一時金の支払いについて

(1)支払い対象者

2023年6月1日現在、在職する嘱託再雇用社員(雇用期間3年未満の者)に対して支払う。

(2)支払額

嘱託再雇用社員(雇用期間3年未満の者) 基礎額に0.17を乗じた額

(3)支払日

2023年7月25日以降準備でき次第とする。

実質ベア0? 2024年人事・賃金制度の先行実施?

本部は持ち帰り検討! 怒りの再申入れ提出!